

平成22年 5 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成22年 5 月28日（金） 午前9時30分

2 出席委員

齋藤道子	委員長
森武洋	委員
三浦溥太郎	委員
三塚勉	委員
永妻和子	委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	井手之上 修
管理部総務課長	秋本 丈仁
管理部教育政策担当課長	大川 佳久
管理部教職員課長	高橋 淳一
管理部学校管理課長	藤田 裕行
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部生涯学習課長	平澤 和宏
生涯学習部学校教育課長	中山 俊史
生涯学習部学校保健課長	飯島 幸夫
生涯学習部スポーツ課長	伊藤 学
教育研究所長	阿部 優子
教育情報担当課長	野間 俊行
中央図書館長	根本 博行
博物館運営課長	横山 治久
美術館運営課長	石渡 尚

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。

議案第23号から第26号、第30号は、人事案件及び今後市長が議会に提案する議案のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告
前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは、平成 22 年 4 月 24 日から本日までの主な所管事項についてご報告させていただきます。

はじめに、教育振興基本計画についてです。

4 月 28 日に、学識経験者・関係団体推薦者・公募市民によって構成する教育振興基本計画策定検討委員会を開催いたしました。

検討委員会では、計画策定の経緯、スケジュール、検討体制、基本的な方向性などについて説明をし、委員の皆さまからご了解をいただきましたので、現在は、教育委員会内に設置したプロジェクトチームにて、骨子案の作成を行っており、7 月 14 日に予定しております第 2 回の検討委員会でご審議いただく予定としております。

今後、検討状況に応じて、教育委員会にご報告させていただき、委員の皆さまからもご意見をいただきながら、計画案を取りまとめ、最終的には今年度末の教育委員会でご審議いただき、計画として決定してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、市議会全員協議会についてご報告させていただきます。

5 月 20 日に、市議会全員協議会が開かれました。

この全員協議会は、現在、横須賀市に寄贈され、横須賀美術館で保管しております故谷内六郎氏の作品について、5 月 12 日にご遺族側から、作品返還等を請求する通知書を受領したことを受けて開かれたものです。

教育委員会といたしましては、真摯に対応し、解決に向けて尽力したいと考

えております。

私からの報告は以上です。

(質問なし)

日程第1 議案第27号『図書館条例施行規則中改正について』

日程第1 議案第28号『教育委員会の権限に属する事務の一部を総務部長に委任する規則制定について』

日程第1 議案第29号『教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則中改正について』

委員長 議案第27号から議案第29号は関連があるため、一括して議題とすることを宣言

(中央図書館長)

議案第27号、同第28号、同第29号につきましては、関連がございますので一括してご説明させていただきます。

横須賀市では、図書館サービスの充実と利便性の向上を図るため、平成22年6月1日から市役所1階市政情報コーナーにおきまして、本の受け取り・取り次ぎ・返却サービスを開始いたします。それに伴いまして、教育委員会の関係規則の一部改正と関係規則の制定議案を提出させていただきます。

まず、議案第27号「図書館条例施行規則中改正」についてご説明させていただきます。3ページの朱書きの資料の方がわかりやすいと思いますので、併せてそちらをご覧いただきたいと思います。

この議案は、市役所1階市政情報コーナーで開始する本の受け取り・返却サービスを実施する施設は、図書館条例施行規則第7条の配本所に該当いたします。従いまして、配本所の名称を追加する必要性が生じたため提案するものです。

お手元の議案第27号のとおり、第7条第1項中「コミュニティセンター等」を「市政情報コーナー、コミュニティセンター、生涯学習センター等」に改正いたします。なお、市の施設である生涯学習センターの図書室もこの規則の配本所に該当しますので、この規則改正に併せて追加いたします。

次に、議案第28号「教育委員会の権限に属する事務の一部を総務部長に委任する規則制定について」ご説明させていただきます。

配本所で行う事務は教育委員会の権限に属する事務でありますので、提案理

由にありますとおり、市政情報コーナーに配本所を新設することにより、総務部長に配本所に係る事務委任が必要となるため、この規則制定議案を提案するものです。

内容につきましては、お手元の議案第 28 号のとおり、3 条で構成され、第 1 条で「趣旨」として「教育委員会の権限に属する社会教育に関する事務を総務部長への委任に関し必要な事項を定めるものとする。」と規定し、第 2 条で「委任事項」として「市政情報コーナーに設置する配本所に係る事務を総務部長に委任する。」と定め、第 3 条で「権限委任の留保」として「教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前条の規定により総務部長に委任した事務を自ら行うことができる。」と規定した規則を制定するための議案です。

最後に、議案第 29 号「教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則中改正について」をご説明させていただきます。

この議案は、市政情報コーナーに配本所を新設することに伴い変更が必要となるため、前議案第 28 号「教育委員会の権限に属する事務の一部を総務部長に委任する規則制定について」を提案させていただき、それに併せて「教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則」の一部を改正するものです。3 ページの朱書きの資料の方がわかりやすいと思いますので、あわせてそちらをご覧くださいと思います。

内容につきましては、第 2 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を第 5 号とし、同条第 3 号の次に第 4 号として、「図書館条例施行規則第 7 条第 1 項に規定する配本所（コミュニティセンターに設置するものに限る。）に係ること。」を加えるよう改正するものです。

なお、「配本所」とは図書館法第 3 条で規定されている言葉で、文字どおり図書を配本するところを示します。また、この規則は、公布の日から施行することとしております。

以上をもちまして、議案第 27 号から第 29 号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ください。

(森武委員)

現在は、配本所というものがコミュニティセンターにあるものを、今後は市政情報コーナーと生涯学習センターに配本所を追加するという理解でよろしいのでしょうか。

(中央図書館長)

コミュニティセンターと生涯学習センターは既に配本所としております。今

回、改めて生涯学習センターを表に出したのは、市政情報コーナーを追加するに当たり、市の施設についてはきちんと出したほうがよろしいということからです。他に「等」という言葉が付いておりますが、「等」というのは長井のコンビニエンスストア、YRP、そちらで図書の取り次ぎを行っておりますので、その2箇所を指しております。

(森武委員)

そうしますと、生涯学習センターは従来から行っているもので、現状ですとそちらも「等」に含まれているけれども、今回、市政情報コーナーを追加するに当たって、明記したという理解でよろしいのでしょうか。

(中央図書館長)

そのとおりでございます。

(森武委員)

直接は関係がないことなのですが、3ページの議案第27号の朱書きの資料の中の、第7条本文の2行目なのですが「図書の貸出しその他の奉仕を行う」とありますが、この「奉仕」という言葉について、「事務」や「業務」が通常という言葉なのかと思うのですが、特別な意味というのはあるのでしょうか。

(中央図書館長)

図書館法の第3条に「図書館奉仕」という言葉が入っておりますが、図書館の仕事は色々ありますけれども、そちらに「奉仕」という言葉が入っているため、古い言葉ではありますが合わせております。

(三塚委員)

「奉仕」というのは本来、報酬等を度外視して、社会や人のために尽くすことだと思っておりますが、誰が誰に行う奉仕なのかははっきりさせておかなければいけないかと思うのです。森武委員が仰るように文言としてはあまり馴染まないもののような気がしますので、法律がそうなっているのであればできないかもしれませんが、もし見直す機会があったら検討していただきたいと思っております。

(生涯学習部長)

条例、規則、法律というものは古い言葉が長くあるもので、現状と合わないということが確かにあるかもしれませんが、使われてきた言葉を変更するとなると様々なところに影響するだろうと考えますので、そういった思いは受け止

めさせていただきますが、簡単にはできないということもお察しいただけますようよろしくお願いいたします。

(齋藤委員長)

配本所が増えるということは大変便利になるということで結構なことと思うのですが、本の貸し出し、返却というのは順調なのでしょうか。例えば、返却されない本が多くあるとか、大体の傾向で結構なのですがいかがなのでしょうか。

(中央図書館長)

大体、99.96%返却されております。残りの0.04%が行方不明になったり紛失されたりという状況です。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第27号から議案第29号は、それぞれ「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

『学校給食費の公会計化の検討について』

(学校保健課長)

報告事項1の「学校給食費の公会計の検討について」、ご報告いたします。

この報告の趣旨は、平成22年第1回市議会定例会の横須賀市債権管理条例制定において、「条例の制定により、債権処理の適正な管理の徹底及び債権回収対策の強化がなされることとなるが、学校給食費は条例の対象となっていない。学校給食費については、公会計処理へ移行し、債権の位置づけを明確にすることにより、以後の滞納については、市長名で毅然とした督促徴収事務を行えるよう対策が必要と考える。速やかに検討の上、実施されたい。」旨の附帯決議がなされました。これに伴って、学校給食費の公会計化について検討を始めたところです。

現状の学校給食費は、食材料費を完全給食実施校校長が保護者から徴収し、校長から委任を受けた財団法人横須賀市学校給食会が食材料の一括購入を行う代金に充てています。また、平成21年度から、保護者から学校給食申込書を提出してもらい、学校給食会が未納対策を行っています。

公会計化の検討に際し、4に記載しております教育委員会内の検討準備会において、これまでに3回開催し、今後の進め方、検討組織などについて検討いたしました。検討組織といたしましては、3に記載する関連部の担当課長で構成する学校給食費公会計化検討委員会を設置し、検討してまいります。

今後のスケジュールは、他都市調査の集計、課題の抽出整理、公会計事務、事務の流れ、システムなどの検討や、学校長、食教育・給食関係教諭、学校栄養職員、保護者などから意見聴取を行ってまいります。検討経過につきましては、教育委員会において、適宜、報告していきたいと考えております。

以上で「学校給食費の公会計の検討について」の報告を終わります。

(森武委員)

今、学校給食費というのは校長が保護者から徴収するというので、恐らく他の様々な費用とともに徴収していると思うのですが、今回、このような公会計化をした時に、従来から集めていた給食費以外の費用と給食費は一緒に集めることができるのか、或いは分けなければならないのか、そういった課題については何か検討されているのでしょうか。

(学校保健課長)

その点につきましては、今後の検討課題としております。

(三塚委員)

方向性として、公会計化を進めるという方向で検討していくということによってよいのでしょうか。

(学校保健課長)

市議会の附帯決議ということで、かなり重いものでありますので、可能かどうかという部分はありますけれども、そのような方向で検討していきたいと考えております。

『(仮称)佐島の丘室内温水プールの寄附受納について』

(スポーツ課長)

「(仮称)佐島の丘室内温水プール寄附受納について」、説明させていただきます。

本件は、佐島の丘地区の開発事業者であります京浜急行電鉄株式会社が、佐

島の丘地区内に建設する室内温水プール施設を本市が寄附受納しようとするものでございます。

現在、市内には市営室内温水プールが3か所存在しますが、横須賀市域を中央・北・南・西と大きく4分割した場合、西地区にのみ室内温水プールがございません。本施設の完成により、西地区の方々からの要望にお応えすることができ、横須賀市域全ての地区に室内温水プールが整うようになります。

また、本施設は、地域の方々のご利用はもとより、隣接する大楠中学校の水泳授業に用いる予定であります。大楠中学校は校内にプールを持たず、水泳授業ができない状況にございます。この（仮称）佐島の丘室内温水プールが完成すれば、ようやく、大楠中学校の生徒達が水泳授業を受けることができ、教育的見地においても非常に有意義なものとなります。

説明資料の1ページをご覧くださいと思います。「1 経緯」についてご説明申し上げます。

（仮称）佐島の丘室内温水プール寄附受納に関しましては、平成9年3月に決定をしました「佐島の丘健康文化むら構想」に基づくものでございます。「佐島の丘健康文化むら構想」においては、佐島の丘地区内に、地域住民の健康増進を目的とする施設である室内温水プールを設置することを予定しております。

この室内温水プール設置に際し、本市と京浜急行電鉄株式会社が施設概要や運営方法等について協議を重ねてまいりました。室内温水プール設置予定地について検討した結果、佐島の丘地区北端部に隣接する大楠中学校敷地南側丘陵部の約30,600平方メートルを、京浜急行電鉄株式会社が建設予定地として開発することとなりました。開発後、この地に室内温水プールを建設し、竣工後、横須賀市に寄附する旨の申し出がありました。平成18年8月には、施設設置予定地の近隣地域の町内会から、大楠連合町内会長、佐島町内会会長、芦名町内会会長連名で、市長宛に室内温水プール設置要望書が提出されております。

ここで資料3ページの「参考資料（1）市営室内温水プールの分布」をご覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、本施設の完成により、全ての横須賀市域にバランス良く、室内温水プールが整うこととなります。このような背景の中、諸々の開発行為やそれに付随する諸手続きを経て、施設の概要等が具体的に固まりつつある今月の13日付けで、京浜急行電鉄株式会社から室内温水プールの寄附申出書が提出されました。

これらの経緯を経て、平成23年4月頃に施設運用が開始可能な目途が立ったため、この度、これを報告させていただくものであります。

恐れ入りますが資料の1ページにお戻りください。次に、「2 施設の概要」をご説明申し上げます。

建設予定地となっております所在地は、資料に記載がありますとおり、横須賀市佐島の丘1丁目737番5ほかでございます。

恐れ入ります、資料4ページのA3見開き「参考資料(2)付近見取図」をご覧ください。所在地付近の様子が写真でご覧いただけます。施設の位置としては、佐島の丘地区の北端となります。なお、この地は大楠中学校に隣接いたします。

次に施設の構造をご説明申し上げます。資料を1枚おめくりいただき、資料5ページのA3見開き「参考資料(3)完成予想図」をご覧ください。本施設は、鉄骨造陸屋根1階建でございます。なお、延床面積は1,178.23平方メートルでございます。

続きまして、プールの概要をご説明申し上げます。一般用のプールにつきましては、25メートルプールでございます、6コースとなります。幼児用プールにつきましては長径4メートル、短径3メートルの楕円形プールでございます。

恐れ入りますが、再び、資料1ページにお戻りください。次に「3 今後のスケジュール」をご説明申し上げます。本年7月に着工し、工期を7か月半予定しております。竣工は、平成23年2月中と予定しております。この後、施設運営の準備を行い、同年4月下旬頃のオープンを予定しております。

最後に、資料にはございませんが、施設運営経費についてご説明申し上げます。経費につきましては、寄附者であります京浜急行電鉄株式会社と本市との協議を行ってまいりました。施設建設に要する経費は、京浜急行電鉄株式会社が負担することになります。寄附受納後の施設運営に関する経費は、本市が負担することになります。

なお、本件につきましては、来る平成22年6月に開催されます、市議会第2回定例会において、一般所管事項として報告することを予定しております。

以上でございます。

(森武委員)

順調に進みまして、平成23年4月に運用を開始予定ということですが、実際の運用形態はどのように考えられているのでしょうか。

(スポーツ課長)

施設の位置付けといたしましては、西体育会館がございますので、その付帯施設ということになります。教育委員会事務局のスポーツ課が管理することになります。その中で、本来でしたら指定管理者による管理が望ましいと考えておりまして、将来的にはそのように進めていく方向でありますが、経費や来場

者について、見込みの数字は持っておりますけれども不確定な要素がありますので、初めから指定管理者は難しいと判断しておりまして、現時点では初年度については業務委託による管理を行いまして、平成 24 年度から指定管理にできるように進めてまいりたいと考えております。

『平成 22 年度横須賀市中学校総合体育大会の結果について』

(スポーツ課長)

「平成 22 年度横須賀市中学校総合体育大会について」、報告をさせていただきます。

この大会は、市内のすべての公立中学校 24 校と横須賀学院中学校の代表生徒が参加をして、14 種目で競い合う、年に一度の総合体育大会でございます。

4 月 17 日(土)に横須賀アリーナで行いました総合開会式をスタートに、「今こそが 君が輝く 夢の瞬間(とき)」のスローガンのもと、種目ごとに多くの保護者や関係の方々の応援をいただきながら、熱戦を繰り広げました。期間中は好天に恵まれ、予定通りの日程で進行し、大きな事故や混乱もなく、5 月 8 日の陸上競技の部まで、ほぼ順調に大会が終了しましたことをご報告申し上げます。

なお、本年度の各競技へのエントリー者数は駅伝競技を除く総数で 4,582 名となっております。また、競技結果については資料にお示ししたとおりでございます。委員の皆さまには、ご支援・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上でございます。

(質問なし)

『第 35 回横須賀市児童相撲大会の結果について』

(スポーツ課長)

「第 35 回横須賀市児童相撲大会」の報告をさせていただきます。

大会は予定どおり 5 月 8 日(土)に、横須賀アリーナで行いました。市内の小学校 40 校から 545 名の参加があり、昨年度より 50 名程増えた形になりました。大変多くのエントリーをいただきました。また、各校 5、6 年生の代表選手で競い合い、種別は 5、6 年生の階級別個人戦と、5 年生 2 名、6 年生 3 名

からなる団体戦で行いました。チーム一丸となって優勝を目指す姿が見られ、詰め掛けた保護者をはじめとする関係の皆さまからの熱い応援もたくさんいただきながら、大盛況の大会となりました。

競技結果については資料にお示ししたとおりでございます。

以上でございます。

(質問なし)

(理事者報告 なし)

(委員質問 なし)

議案第23号から第26号、第30号は、人事案件及び今後市長が議会に提案する議案のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成 22 年 5 月 28 日 (金) 午前 10 時 48 分

横須賀市教育委員会

委員長 齋藤道子